

## 第4章 活力とうるおいのある農村の形成

### 第1節 快適で安全な農村の生活環境の整備

農村の多くは都市部に比べ生活関連施設の整備が遅れていることから、農業農村整備事業の実施によって、地域住民が快適に暮らせる生活環境作りとともに、農業経営の安定と地域住民の生命・財産の安全確保を図っている。

このために必要な海岸保全施設、基幹的農道、農業集落排水施設などの整備を進めており、平成29年度（2017年度）末までの整備状況は、海岸保全施設については堤防延長約77.0km、基幹的農道については延長約718km、農業集落排水施設については整備済人口約67千人となっている。

### 第2節 中山間地域の農業の活性化

（県農業を支える重要な地域）

本県の中山間地域は、平成27年（2015年）時点で39町村が該当し（一部該当を含む）、県全体に占める割合は販売農家戸数の43.6%、経営耕地面積の37.5%、農業産出額の45.0%となっており、本県農業を支える重要な地域である。

しかし、地域の勾配が急で狭小な農地が多いなど、農業生産条件が不利であり、本県においては、耕作放棄地のうち、57.8%が中山間地域に存在している。（表Ⅳ-2-(1)）

※参考：中山間地域等における高齢化の進行

中山間地域をはじめとする条件不利地域では、就業機会が少ないことから、人口の流出と高齢化が進んでいる。地域振興5法指定地域における高齢化率は、平成7年（1995年）から平成27年（2015年）までの期間に、県全体が18.5%から28.6%に増加したのに対し、5法指定地域では22.2%から35.5%に増加しており、県全体より高齢化が進行していることを示している。（図Ⅳ-2-(1)）

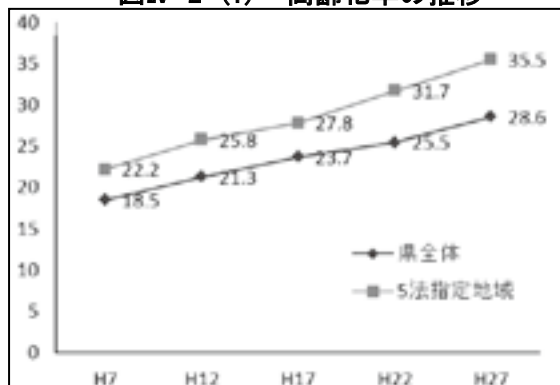
表Ⅳ-2-(1) 中山間地域の指標の推移

指標	単位	年度	中山間地域	県全体に占める割合	平坦地域	県全体
人口	人	H17	391,961	21.3	1,450,272	1,842,233
		H22	360,634	19.8	1,456,808	1,817,426
		H27	345,362	19.3	1,435,998	1,786,170
経営耕地面積 （販売農家）	ha	H17	33,734	38.6	53,744	87,478
		H22	28,658	38.8	45,124	73,836
		H27	25,833	37.5	42,954	68,842
耕作放棄地面積 （販売農家）	ha	H17	2,359	56.2	1,842	4,201
		H22	2,170	57.9	1,573	3,747
		H27	2,135	57.8	1,556	3,695
販売農家戸数	戸	H17	23,361	43.0	30,937	54,298
		H22	20,629	44.4	25,851	46,480
		H27	17,469	43.6	22,634	40,103
農業産出額の推計値	億円	H17	1,393	44.9	1,709	3,102
		H22	1,406	45.7	1,672	3,078
		H27	1,508	45.0	1,812	3,348

資料）総務省「国勢調査」、農林水産省「第53次熊本農林水産統計年鑑」、「生産農業所得統計」、「農（林）業センサス」

注）中山間地域は、農林統計の農業地域類型区分における「中間農業地域」と「山間農業地域」

図Ⅳ-2-(1) 高齢化率の推移



資料）総務省「国勢調査」

※地域振興5法指定地域

①特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、②山村振興法、  
③過疎地域自立促進特別措置法、④半島振興法、⑤離島振興法のいずれかの指定地域（一部地域含む）  
本県では、中山間地域が存在する39の市町村のうち、その一部または全域が地域振興5法の指定地域に指定されている市町村が36市町村あり、これまで5法指定地域について高齢化率のデータ集計を行ってきた。今回もその推移を把握するため、平成27年度（2015年度）の国勢調査の5法指定地域のデータ集計を行った。

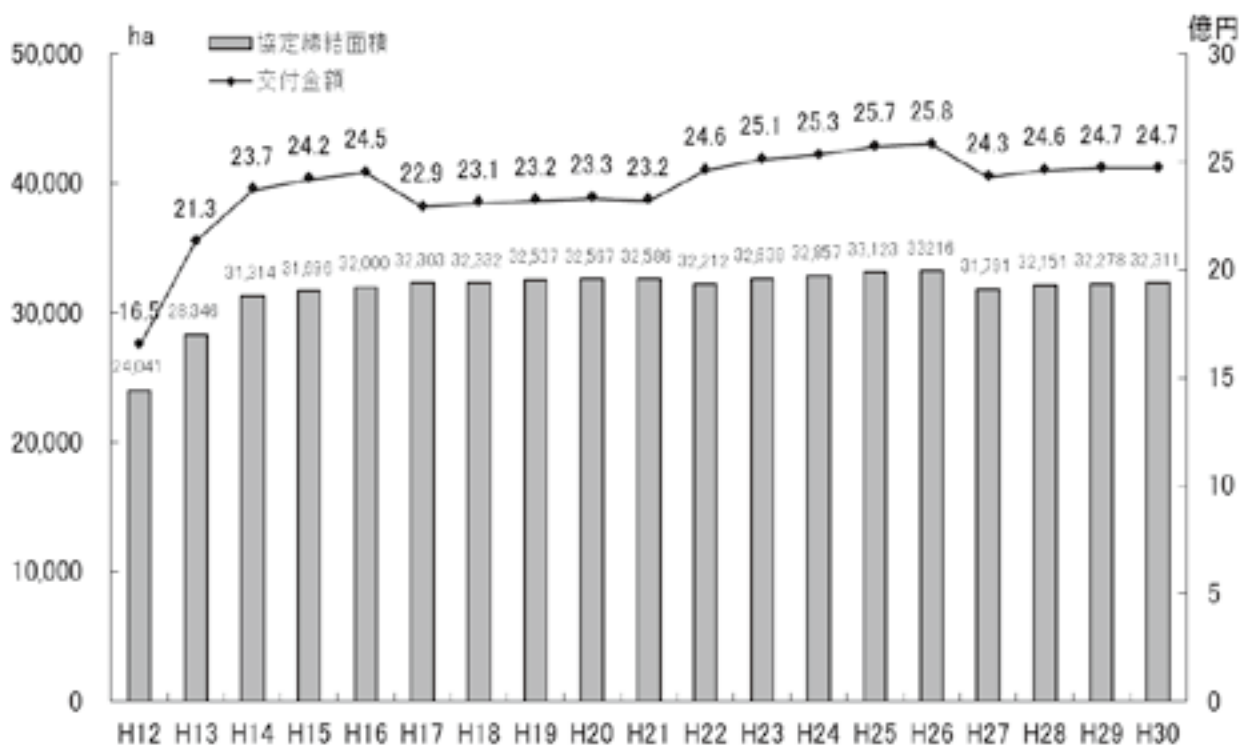
（中山間地域等直接支払制度実施面積は微増）

中山間地域の農業・農村が持つ多面的機能の維持を図るため、平成12年度（2000年度）から導入された中山間地域等直接支払制度は、平成27年度（2015年度）から31年度（2019年度）までの5年間を事業期間とする第4期対策が行われている。平成30年度（2018年度）は、35市町村において1,385の集落協定等で行われ、前年度より4協定増加した。

また、実施面積は32,311haと前年度より33ha増加し、交付金額は約24億7千万円と前年度とほぼ横ばいであった。

（図IV-2-（2））

図IV-2-（2） 交付面積及び交付金額の推移



資料) 県農林水産部調べ

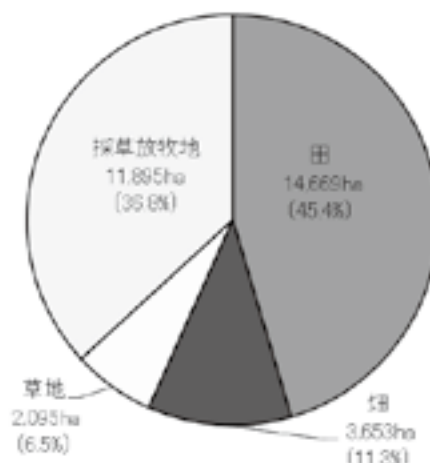
地目別にみると、田が14,669ha（全交付面積のうち45.4%）、採草放牧地が11,895ha（同36.8%）、畑（樹園地を含む）が3,653ha（同11.3%）、草地在2,095ha（同6.5%）となっている。

（図IV-2-（3））

地域別には、阿蘇地域が、17,943ha（全体の55.5%）と大きな割合を占め、次いで、上益城地域（2,915ha、同9.0%）、球磨地域（2,894ha、同9.0%）となっている。

※各項目の計数は、表示単位未満を四捨五入したものであり、内訳は合計と一致しない。

図IV-2-（3） 協定締結面積の地目別割合



資料) 県農林水産部調べ

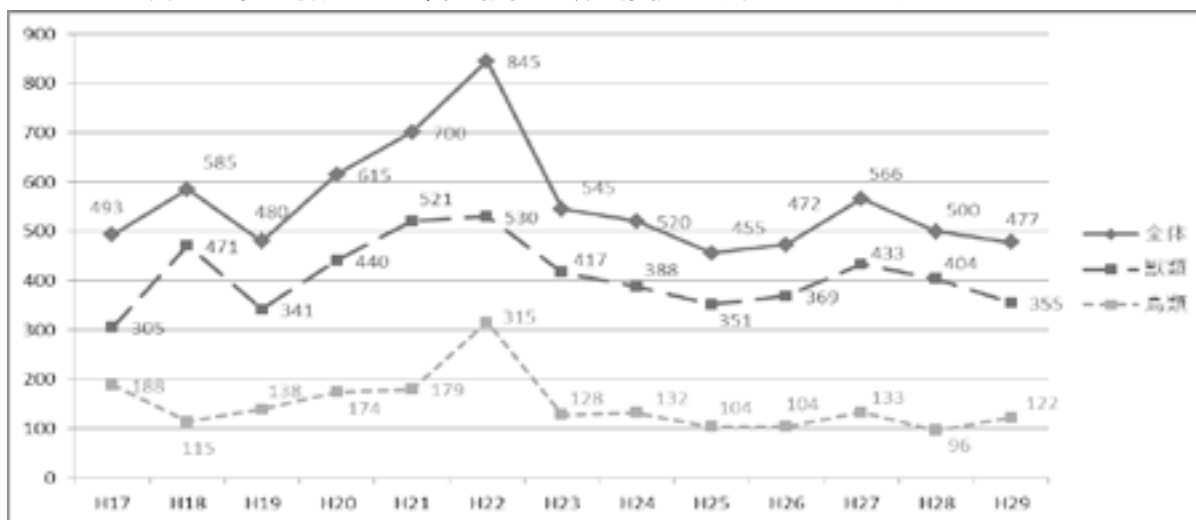
（野生鳥獣による農作物被害金額は前年度より減少）

鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成20年（2008年）2月施行）に基づき、県下全市町村が鳥獣被害対策防止計画を策定し、総合的な施策を実施している。

平成29年度（2017年度）における鳥獣による農作物被害額は、前年度より2千2百万円減（前年比96%）で、4億77百万円となっている。

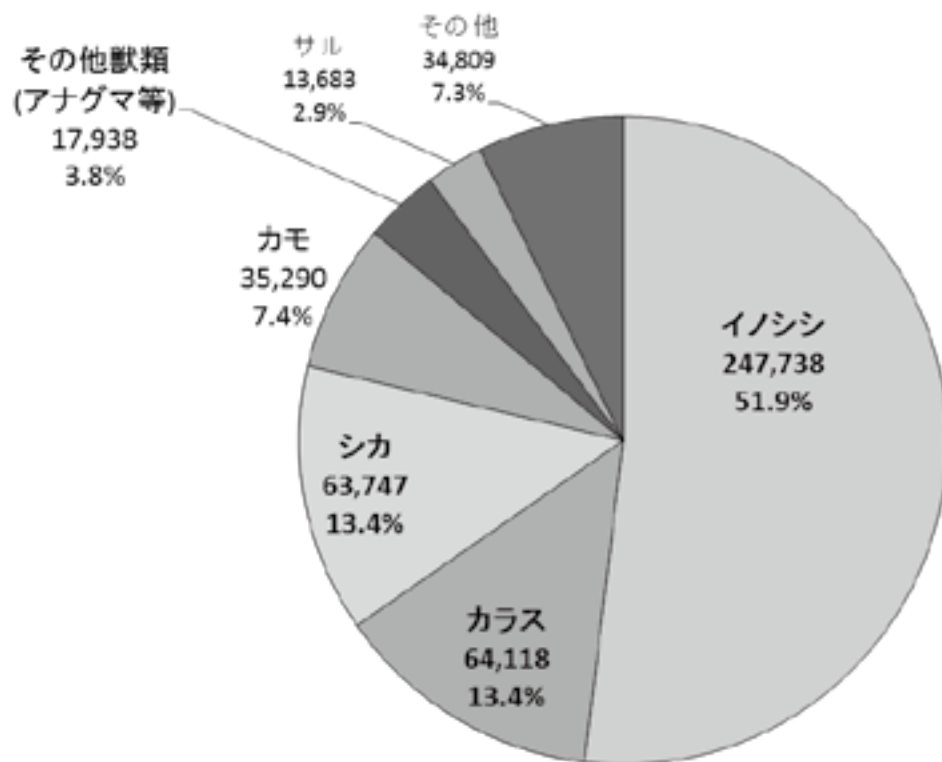
被害の増減額を主な鳥獣種類別に見ると、被害が減少した鳥獣としては、イノシシは約25百万円減（前年比91%）、カラスは約3.3百万円減（同95%）、シカは約43百万円減（同60%）と、被害の上位を占める鳥獣3種はいずれも減少している。一方、被害が増加した鳥獣としては、カモは約26百万円増（同370%）、アナグマ等は約13百万円増（同361%）と、被害額全体に占める割合こそ大きくないものの、前年比3倍以上増加している。

図IV-2-（4） 野生鳥獣による農作被害金額の推移（単位：百万円）



資料) 県農林水産部調べ

図IV-2-(5) 平成29年度野生鳥獣による農作被害金額（鳥獣別）



資料) 県農林水産部調べ

### 第3節 農業団体の経営基盤と活動の充実強化

#### 第1 農業協同組合

(県内の農協数は横ばい)

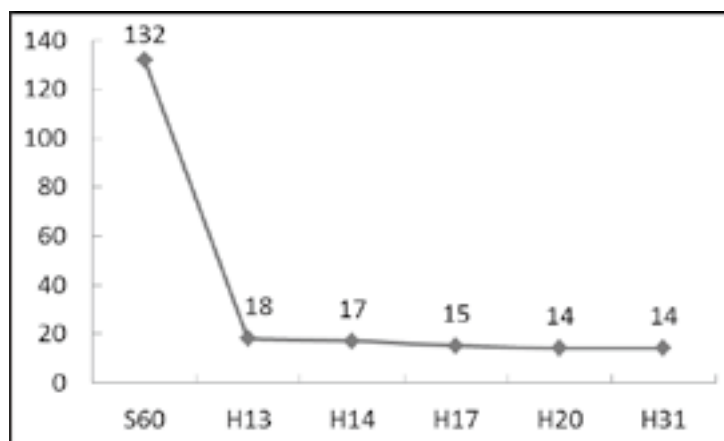
県内の農協は、昭和60年(1985年)に県農協中央会に「農協合併推進本部」が設置され、平成3年(1991年)のJA熊本県大会で、郡市単位での合併を行う「県下11JA構想」を決議し広域合併を推進してきた。

現在、平成30年(2018年)のJA県大会での決議を受け、県域JA実現に向けた協議が実施されている。

昭和60年(1985年)に132あった農協は、平成13年(2001年)には18となり、その後の球磨地区、八代地区、上益城地区の合併の結果、14農協となった。(図IV-3-(1))

「県下11JA構想」の未合併農協のある地区は、2地区(玉名・天草)となっている。

図IV-3-(1) 県内農協数の推移



資料) 県農林水産部調べ

注) 各年度は4月1日現在

#### 第2 農業共済組合

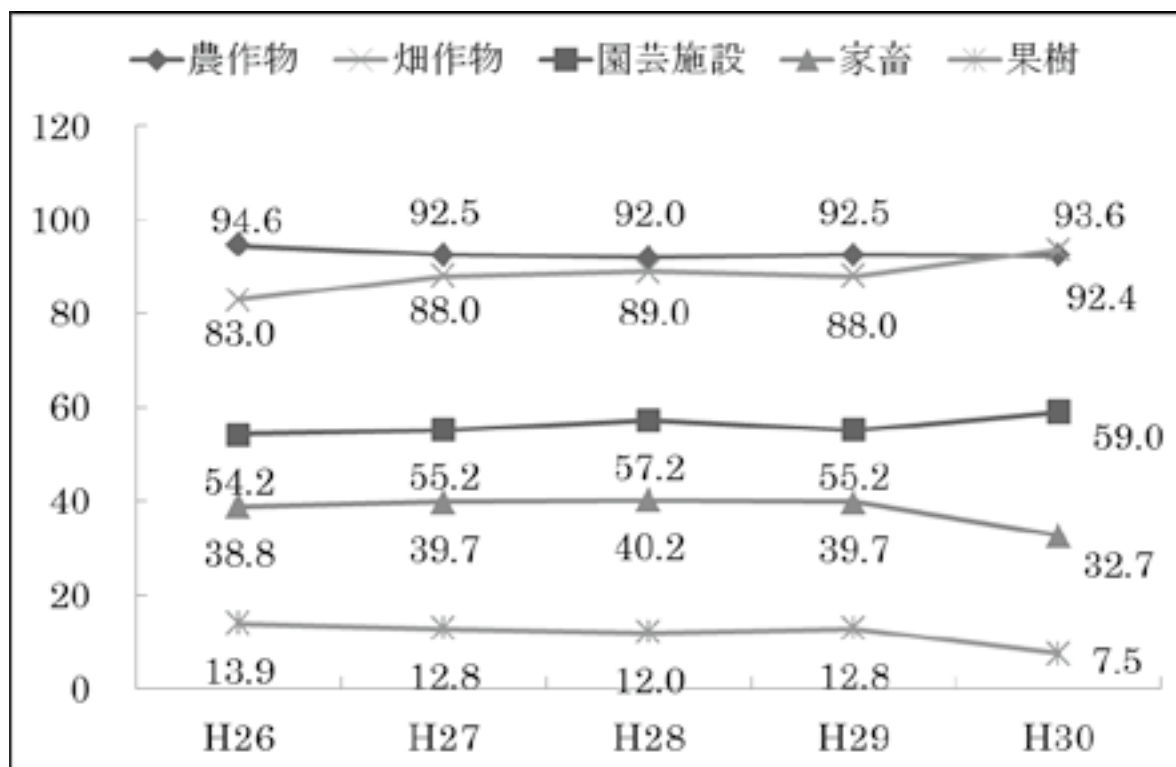
(果樹共済の加入率の減少続く)

県内の農業共済組合は、昭和60(1985年)年4月までに概ね郡市を単位とした合併により13組合となった。その後、平成12年(2000年)4月に13組合の合併が行われ、同年5月には連合会の機能も承継し、1県1組合の特定組合となった。

平成30年度(2018年度)の主な農業共済の加入状況を見ると、農作物共済が92.4%、家畜共済が32.7%、果樹共済が7.5%、畑作物共済が93.6%、園芸施設共済が59.0%という状況である。(図IV-3-(2))

なお、平成31年(2019年)1月から、新たな保険制度である農業経営収入保険制度が開始している。

図IV-3-(2) 農業共済加入率の推移



資料) 熊本県農業共済組合調べ

## 第5章 生産者と消費者との共生

### 第1節 都市と農村の交流

(都市農村交流施設の利用者数は熊本地震からの復旧により前年よりやや増加)

農村部において都市住民との交流拠点である“都市農村交流施設”の利用者数について、平成30年度(2018年度)(県内主要40ヶ所)は1施設当たり平均172千人で平成29年度(2017年度)(県内主要40ヶ所)に比べ増加した。県内全体の総利用者数は、熊本地震等による被害を受け、一時休業した施設もあるが、復旧が進んだ施設が増えたことなどから前年度より4%増加し、6,882千人となった。

(表V-1-(1))

表V-1-(1) 都市農村交流施設の1施設平均来訪者数

(単位：千人)

年度	H23	H24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
来訪者総数	7,265	7,198	7,376	7,280	7,080	6,840	6,633	6,882
1施設当たりの来訪者数	149	149	151	152	177	171	166	172

資料) 県農林水産部調べ

交流施設は、地元産農林水産物の販売拡大や雇用の創造による地域経済の活性化はもとより、農業・農村のもつ国土保全等の多面的機能や、食を育む農の大切さについて、都市住民への理解促進につながっていると考えられる。更なる顧客数の増加を図るためには、各施設が特色ある地域資源を活用した、より魅力ある商品づくり・地域づくりが重要である。

平成20年度(2008年度)には農林水産省・総務省・文部科学省連携による児童向け農山漁村宿泊体験「子ども農山漁村交流プロジェクト」が開始され、県内各地で児童・生徒向けの体験学習、農山村宿泊を含む交流が取り組まれている。平成29年度(2017年度)の農山漁村体験学習を伴う児童・生徒等の受け入れ実績は、熊本地震の影響がまだ残っているが、前年度より増加し、2,279人となった。

(表V-1-(2))

表V-1-(2) 農山漁村における児童・生徒の教育旅行の受け入れ実績

年度	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29
来訪した指導・生徒数	2,623	5,192	4,996	5,754	6,439	1,693	2,279
学校数	38	54	52	53	62	23	31

資料) 県農林水産部調べ

注1) 農山漁村への宿泊及び各種体験活動をおこなった実績

注2) 数値は気候、インフルエンザ等の流行、送り出し校・受け入れ地域の財源・サポート人員増減等様々な要因で変動する

近年、農業と観光、教育（体験学習等）との融合例として、農林漁家による民宿経営（農林漁家民宿）が注目されている。平成15年度（2003年度）より統計調査が開始され、平成30年（2018年）現在、160軒の農林漁家民宿が開業している。

（表V-1-(3)）

ただし、阿蘇地域や八代市泉町（五家荘地域）は統計が開始される前から副業として民宿を経営している農家や、農作業体験を提供可能な旅館、ペンション等が数多く活動しており、これらも農林漁家民宿と同等の働きが期待される。

平成25年度（2013年度）に、これらの民宿等情報を集約したホームページ「ふるさと応援ねっと（<http://furusato.pref.kumamoto.jp/>）」をリニューアルし、平成28年度（2016年度）に都市と農村の交流を深めるフットパスのランブリング情報を追加掲載している。

表V-1-(3) 農林漁家民宿の新規開業等軒数

年度	H20	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30
開業軒数	7	3	1		12	11	0
廃業軒数				1	2	5	0
累計	62	137	138	137	147	153	160

資料) 県農林水産部調べ

注1) 農林漁家が民宿（旅館業法に基づく簡易宿所営業）を開業したもの。

注2) 平成26年度は4月～12月、平成27年以降は暦年（1月～12月）



## 第2節 農業・農村への理解促進

(農業・農村に対する県民理解の推進)

本県農業・農村が持続的に発展するためには、都市と農村の交流等を通じて、農業・農村に対する県民理解の推進を図りながら、都市と農村が共生できる関係づくりが必要である。平成21年(2009年)3月に制定された「くまもと地産地消推進県民条例」では、県内農林水産物等に対する理解を深めるとともに、経済の循環や地域の活性化を促進し、県民の郷土愛を育むような取組みを「くまもと地産地消」と位置づけ、その促進を図ることとされている。

そのため、地域の特色を生かした直売所・物産館等、都市との交流施設や市民農園を整備し、生産者と消費者(農村と都市)の交流を促進するとともに、ホームページやテレビなどの広報媒体を活用し、農業・農村への理解促進を図った。

また、「くまもと食・農ネットワーク」や地産地消協力店における地産地消活動や、「くまもとふるさと食の名人」による食文化伝承・食育などの取組みを通じて、生産者と消費者との共生関係づくりを進めている。

### 第1 市民農園の設置状況等について

農業の振興を図るうえでは、都市住民、とりわけ子ども達が、地域の農業と食べ物に対する関心を高め、農業・農村の持つ多面的機能等、地域農業に対する理解を深めることが重要となっている。

県内各地で都市住民が農業を体験できる市民農園の整備が進められており、平成30年(2018年)3月時点の市民農園設置数(市民農園整備促進法、特定農地貸付法に基づく設置数)は28ヶ所となっている。

また、児童・生徒が地域農業への理解を深めることができるよう、各地で農作業や農村生活を体験する活動が行われている。

### 第2 「くまもとふるさと食の名人」による食文化伝承活動の推進

くまもとふるさと食の名人は、郷土の伝統料理等について卓越した知識・経験・技術等を有し、県内の各地域で郷土料理の伝承活動等に取り組んでいる方を、平成13年度から県知事が認定するものである。その活動は、地域の学校や公民館を拠点として、食と農の講話や郷土料理教室等の活動を展開し、食文化の伝承はもちろんのこと、食の安全や農業に対する理解促進などの食育の推進にも大きな役割を果たしている。平成30年度(2018年度)は新たに25名が認定され、活動者数は319名となった。(表V-2-(1))

また、総計で58,983人の県民等を対象に、1,511回の郷土料理伝承会等が実施された。

その活動は、熊本県地産地消サイトなどの県の広報媒体はもとより、テレビ、新聞等の民間広報媒体においても盛んに取り上げられており、食文化を通じた本県及び本県農林水産業の広報にも大きく寄与している。

また、物産館や直売施設等と各地域のくまもとふるさと食の名人の連携による地産地消や地域振興の取り組みを支援し、物産館内レストランでの郷土料理提供や体験講座の実施、特産農産物を活用した加工品開発などが行われた。

表V-2-(1) くまもとふるさと食の名人の認定状況

	年度	H13	18	23	24	25	26	27	28	29	30
新規認定数	人	56	29	17	23	25	17	23	15	16	25
活動者数	人	56	210	275	282	292	296	315	316	315	319

資料) 農林水産部調べ

### 第3 地産地消協力店の指定

生産者と消費者の橋渡しの役割を担っていただく販売店や飲食店を「地産地消協力店」として指定するものである。

地域内で地産地消の連携活動に取り組む店舗グループを勧誘、またネット販売や卸売業者も対象にして働きかけ750店舗（平成31年（2019年）3月末現在）を協力店に指定している。

### 第4 「熊本県地産地消サイト」を活用した情報提供

食や農に関する総合情報サイトである「熊本県地産地消サイト」では、地産地消協力店、物産館・直売所、食の名人、イベント情報等を幅広く発信している。

（ホームページアドレス…<http://cyber.pref.kumamoto.jp/chisan/>）

また、地産地消協力店における旬の農産物情報やイベント情報などについても、店舗から提供を受けた情報を随時発信している。（表V-2-(2)）

表V-2-(2) 熊本県地産地消サイトの年間総アクセス件数

	単位	H25年度	H26	H27	H28	H29	H30
アクセス数	件	151,420	301,034	214,928	213,874	355,723	349,518

資料) 農林水産部調べ

### 第5 「くまもと食・農ネットワーク」の取組み

「地産地消」運動を県民的視点に立ち推進していくため、平成14年度（2002年度）に設立された「くまもと食・農ネットワーク」は、会員数も設立当初の219人から、平成31年（2019年）3月末現在2,072人と増加している。（表V-2-(3)）

また、平成17年度（2005年度）からは、地産地消協力店も、同ネットワークの会員として加入いただき、地産地消活動のすそ野が大きく広がった。

県は、食べ物、農業・農村に関するメールマガジンの配信や、会員の自主的活動を側面的に支援するとともに、その活動を、各種媒体を通じて広報し、地産地消活動、

生産者と消費者の交流等の活発化を図っている。

**表V-2-(3) 会員数の推移**

	単位	H14.8.6 (設立時)	H24年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
会員数	人	219	1,774	1,799	1,905	1,991	2,005	2,040	2,072

資料) 農林水産部調べ

## 第6 直売所の振興

地域の農林水産物等を“顔が見える”状態で購入できる直売所は、消費者の安全安心志向の高まりから売り上げを伸ばしており、平成29年度（2017年度）の売り上げは380.5億円にのぼった。（表V-2-(4)）

これらの直売所は生産者と消費者の相互理解を醸成し、地産地消を進める上で中核的な役割を担っている。

県では、直売所を地域における地産地消推進の拠点として捉え、地域ごとのPRの実施や販路拡大に向けた事業など、その体制・機能強化に向けた支援を行っている。

**表V-2-(4) 直売所数と農産物売上の5カ年推移**

	単位	H25	H26	H27	H28	H29
直売所数	件	520	540	530	560	590
農産物売上	億円	331.9	329.4	360.3	366.7	380.5

資料) 農林水産省 6次産業化総合調査

※調査対象：農産物直売所を営む農業経営体及び農業協同組合等が運営する農産物直売所